社会福祉法人八女市社会福祉協議会行動計画（女性活躍推進法）

１.計画期間

令和４年１月１日～令和６年３月３１日

※次回計画策定時、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画と一体的な策定を行うことを検討する。

２.目標と取組内容

【目　　標①】

管理職候補たる職員の意識の向上を図り、管理職になった時に耐え得るための仕事の仕方や気持ちの持ちようについての研修を年１回行う。

【取組内容】

［令和４年１０月～年１回］

年齢や俸給表の格付けに見合う職階を担ってもらうため、各職階に応じた研修を行う。

【目　　標②】

男女共に職場と家庭の両立を支援する職場の風土づくりを行居、制度の利用実績を増やす。

【取組内容】

［令和４年１月～年１回］

職場と家庭と両立を成立させるため、職員の意識改革をする研修を行う。

［令和４年４月～年１回］

家庭の育児及び介護に関する制度（育児休業等に関する規程）の周知を行い、制度の利用を促進する。

令和３年１２月１０日策定

社会福祉法人八女市社会福祉協議会　総務課・福祉課